

社団法人 日本水環境学会定款

昭和56年 9月16日	施行
昭和58年 6月 3日	一部変更
昭和60年 5月22日	一部変更
平成元年 5月22日	一部変更
平成 3年 6月14日	一部変更
平成 6年 8月 2日	一部変更
平成11年 3月30日	一部変更
平成12年 4月17日	一部変更
平成14年 8月 2日	一部変更
平成15年 8月 6日	一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本水環境学会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都江東区常盤二丁目9番7号に置く。

(支 部)

第3条 本会は、理事会の議決により、必要の地に支部を置くことができる。
2 支部の設置及び組織については、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、水域の清浄化等水環境に関する分野の学術的調査・研究の推進及び知識の普及を図り、もって良好な水環境の保全及び創造に寄与し、並びに学術文化の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
一 水環境に関する調査・研究
二 年会、講演会等の開催

三 機関誌の刊行及びその他の学術書等の発行
四 水環境に関する各種研修の実施
五 国際水協会(International Water Association、以下「IWA」という。)との協調事業
六 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(資 格)

第6条 本会の会員となる資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 正会員 水環境関連分野に従事又は関心を持つ個人(以下「個人正会員」という。)及び団体(以下「団体正会員」という。)
 - 二 学生会員 水環境関連分野に関心を持つ学生又はこれに準ずる者で、機関誌の配布及び年会、講演会等への参加を目的とする者
 - 三 名誉会員 水環境関連分野の学術の発展に功績のあった者又は本会に対し特に功労のあった者で、会長が推薦し、総会の承認を得た者
- 2 正会員をもって民法上の社員とする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金

及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、この限りでない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会等)

第8条 本会に入会しようとする者は、所定の申し込み書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 団体正会員は一代表者を定め、別に定めるところによりこれを届け出なければならない。代表者の変更があった場合も同様とする。

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合にはその資格を失う。

- 一 退会
- 二 死亡又は解散
- 三 会費を2年以上滞納したとき。
- 四 除名

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、その義務を完了した後、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした場合は、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第12条 本会には次の役員を置く。

- 一 理事 25名以上35名以内とし、うち会長1名、副会長3名以内、常務理事若干名とする。
- 二 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事は、総会で個人正会員のうちから選任する。

- 2 監事は、総会で正会員のうちから選任する。
- 3 会長は、理事のうちから互選する。
- 4 副会長及び常務理事は、理事のうちから理事

会の議を経て会長が指名する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を処理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。

第15条 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第16条 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第18条 役員に欠員の生じたときは、後任を選任する。ただし、理事会でその必要がないと認められたときは、この限りでない。

2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の決議により、解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問・参与)

第21条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、個人正会員の中から候補者を理事会で推薦し、総会で選任する。

3 参与は、団体正会員の中から候補者を理事会で推薦し、総会で選任する。

第22条 顧問・参与は、本会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

(総会)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、本会の正会員をもって構成する。

3 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。

4 臨時総会は、民法第59条第4号の規定により監事が招集する場合を除き、次の場合に会長が招集する。

一 会長が必要と認めるとき。

二 理事会が必要と認めるとき。

三 正会員の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求したとき。

5 前項第三号の場合においては、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

第24条 総会の議長は、その総会において、出席者のうちから選任する。

第25条 総会の招集については、その開催の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を本会の刊行物又は書面をもって正会員に通知しなければならない。

2 総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知された事項のみ議決することができる。ただし、第11条、第44条及び第45条の場合を除き、緊急を要する場合には、この限りでない。

第26条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画及び予算の決定

二 事業報告及び決算の承認

三 財産目録及び貸借対照表

四 その他会務の運営に関する重要な事項

第27条 正会員が総会に議案を提出しようとするときは、理由を付して、あらかじめ会長に提出し、理事会の議決を経なければならない。

第28条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。この場合において、第3項の規定により、書面をもって又は他の出席会員に委任して議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めあるもののほかは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 正会員は、第25条第1項の規定により、あらかじめ通知された事項について、書面をもって又は他の出席会員に委任して議決権を行うことができる。

4 前項の規定により書面をもって議決を行うとする正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面にそれぞれ賛否を記入して、これに署名又は記名捺印の上、総会の日の前日までに本会に提出しなければならない。

5 第3項の規定により委任をうけて議決を行う者は、委任を受けたことを証する書面を本会に提出しなければならない。

第29条 総会の議事録は、議長が作成し、議長及び当該総会において選任された出席者代表2名以上が署名捺印のうえ会長に提出する。

第30条 総会で議決された事項は、本会の刊行物又は書面をもって会員に通知する。

(理事会)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長とする。

第32条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席がなければ議事を開くことができない。ただし、当該議事について書面により議決を行う者は、出席者とみなす。

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 細則その他の規程の作成及び変更

二 総会提出議案の作成

- 三 水環境に関する調査・研究
- 四 年会、講演会等の開催
- 五 機関誌の刊行及びその他の学術書等の発行
- 六 IWA との協調事業
- 七 その他本会の運営に関する事項

(幹事)

第34条 理事会の会務を補佐するため、若干名の幹事を置くことができる。

2 幹事は、正会員の中から理事会の議を経て会長が指名する。

(委員会)

第35条 調査、研究、刊行物等の発行その他本会の事業遂行のため委員会を設ける。

第36条 委員会の活動状況は、毎年1回会長に報告しなければならない。

第6章 事務局

第37条 本会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(業務の遂行)

第38条 本会の業務の遂行については、定款に定めるもののほかは、理事会で定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 一 会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 資産から生ずる果実
- 四 寄付金品
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第41条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実その他の資産をもって支弁する。ただし、事業遂行上止むを得ない理由があるときは、この限り

でない。

(予算及び決算)

第42条 本会の収支予算は、事業年度開始前の総会の議決を経て定め、収支決算は、事業年度終了後速やかに、その年度末現在の資産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、暫定的に予算を作成し、予算成立の日まで、予算に準じて収入支出することができる。

2 前項ただし書の規定による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席者の4分の3以上の同意を得、かつ、環境大臣の認可を得なければならない。

(解散、残余財産の処分)

第45条 本会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 前項の場合の議決は、当該総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経たのち、環境大臣の許可を受けて本会の目的と類似の目的をもつ他の公益法人に寄与するものとする。

附 則

第1条 本会の英文名称は、Japan Society on Water Environment とし、その略称は JSWE とする。

第2条 この定款は、内閣総理大臣の許可を得た日から施行する。

附 則

た日（平成 15 年 8 月 6 日）から施行する。

- 1 この定款の変更は、環境大臣の認可のあつ